

県南広域振興局長告示第87号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のおり届出があった。

平成24年6月12日

県南広域振興局長 田村均次

1 訪問看護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0311510127	社団医療法人啓愛会	美山病院	奥州市水沢区羽田町字水無沢495番地2	平成24年6月30日

2 居宅療養管理指導

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0311510127	社団医療法人啓愛会	美山病院	奥州市水沢区羽田町字水無沢495番地2	平成24年6月30日

3 短期入所療養介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0311510127	社団医療法人啓愛会	社団医療法人啓愛会美山病院	奥州市水沢区羽田町字水無沢495番地2	平成24年6月30日